

### 協議会設置要綱 第6条第4項

議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。  
ただし、委員は棄権できることとし、この場合、棄権した委員を除く出席委員の過半数で議事を決するものとする。

### 大きな方向性の決議手続（今回）

決議事項	▶平成筑豊鉄道のあり方に関する大きな方向性 <b>選択肢</b> 鉄道上下分離案、BRT案、路線バス案
決議方法	▶書面による決議 後日文書にて依頼し、提出期限は3月中旬の予定
決定内容の発表方法	▶各委員に対しては、決定次第、文書により通知 ▶各委員への通知後、会見（座長対応）と県HPにより広く周知
決議内容の公開・非公開	▶各委員の個々の決議内容（棄権の場合はその旨）は、原則公開 ▶交通事業者である委員の決議内容は、非公開
決定基準	▶設置要綱の規定に基づき、3つの選択肢の中から、過半数の支持を得たものをもって、大きな方向性と決定する。 ※ 協議会設置要綱第6条第4項の「出席委員」には座長を含み、座長は可否同数のとき（今回の場合、過半数に1票足りない選択肢が生じた場合）にのみ決議を行う。
その他具体的手続	▶3つの選択肢がいずれも過半数に達しない場合 ① 支持が多い上位2つの選択肢で再度書面決議を実施 ※ 次点として2つの選択肢が支持同数の場合、市町村の支持が多い選択肢を次点として扱う。 ② 3つの選択肢が支持同数の場合、市町村の支持が多い上位2つ選択肢で再度書面決議を実施